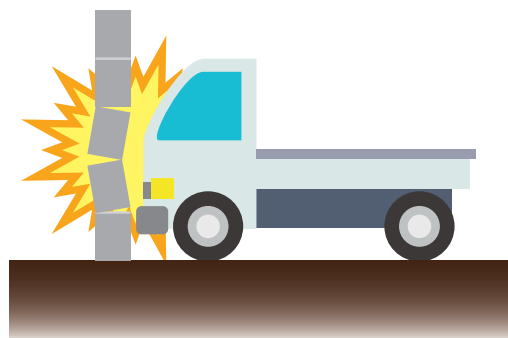


## 1. レンタル機械動産総合補償制度、車輛補償制度

補償対象機械及び車輛がレンタル期間中に急激、かつ偶然な外来の事故によって受けた損害を補償致します。



ブロック塀に激突し、車輛が大破した

## 2. リース賠償責任保険、対人・対物保険制度

レンタル期間中に第三者の身体、財物に損害を与えた場合に損害を補償します。



請け負っている工事対象外への損害

## 3. 搭乗者傷害保険制度

レンタル期間中に補償対象機械及び車輛に搭乗中の方が、死傷された場合に保険金をお支払致します。



レンタル車輛を運転中、事故によりケガをした

# 原商トータル補償システムの免責及び注意事項

## 共通免責事項

- ①定められた正しい使い方が発生した事故を対象としております。能力を超えた負荷や正しい使い方以外での損害は補償できません。
- ②地震、噴火、津波、台風、洪水等の自然災害。
- ③戦争、動乱、暴動、核燃料などによる損害。
- ④詐欺、横領、紛失、埋殺等。
- ⑤日本国外で発生した事故および損害。
- ⑥無免許、無資格運転による事故・損害。
- ⑦差し押さえ、徴発、没収、破壊等、国または公共団体などの公権力の行使によって生じた損害。
- ⑧じんあい、アスベストなどによって生じた損害。
- ⑨契約者以外の運転者が運転中の事故や、酒気帯び、薬物の服用による事故。
- ⑩法令違反(過積載、高さ制限違反、運転中の携帯電話使用等)や管理不備等により生じた損害。
- ⑪故意又は重大な過失。
- ⑫事故発生後、原商営業日の48時間以上経過してから原商に書面による報告がなかった場合。
- ⑬電氣的、機械的事故。
- ⑭製造上、設計上等の欠陥による事故。
- ⑮勝手に相手と示談した場合。
- ⑯定められた期間を無断で延滞して機械や車輛等を運転した場合の損害。
- ⑰弊社に無断で転貸しして、発生した損害。
- ⑱商品の不具合等が原因の二次的損害。(工事遅延、手待ちなど)

## 注意事項

- ①損害額が補償金額を超過する場合はその超過額はおお客様のご負担になります。
- ②お客様が工事請負賠償保険等にご加入済みで事故が生じた場合はお客様の保険を優先適用させていただきます。
- ③原商トータル補償システムは原商が損害保険会社と締結した保険約款に基づき保険金のお支払いを致します。
- ④この原商トータル補償システムは2018年3月1日現在のものです。内容等については予告なく変更する場合があります。

# 1. レンタル機械動産総合補償制度、 車輜補償制度

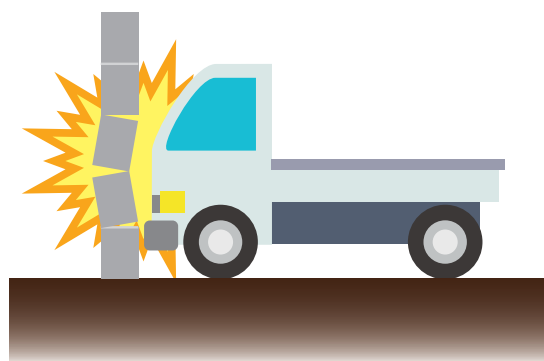
補償対象機械及び車輜がレンタル期間中に急激、かつ偶然な外来の事故によって受けた損害を補償致します。

レンタル機械動産総合補償制度	登録ナンバーのない建設機械	対象機種	原商がお貸しするレンタル機械(仮設資材、保安用品等一部商品を除く)
		補償料	商品の種類によって補償料単価は異なります。貸出から返却までの期間の日数請求させていただきます。
		補償金額	<b>全損</b> 時価額相当額 <b>分損</b> 修理に要した費用
		免責金額	商品によって異なります。

車輜補償制度	登録ナンバー付きの車輜	対象機種	トラック、ダンパー、高所作業車、散水車等のナンバー付き車輜
		補償料	商品の種類によって補償料単価は異なります。貸出から返却までの期間の日数請求させていただきます。
		補償金額	<b>全損</b> 時価額相当額 <b>分損</b> 修理に要した費用
		免責金額	上記の補償金額の20%以上 (お客さまのご使用状況や過失割合に応じて変動します)

※レンタル機械動産総合補償制度、車輜補償制度へ、それぞれ加入(任意)が必要となります。  
 ※免責金額とは、実際に補償の対象となる事故が発生した場合に、お客様にご負担いただく金額のことです。  
 ※詳しくは弊社営業担当までお問い合わせください。

## 補償される例



ブロック塀に激突し、車輜が大破した

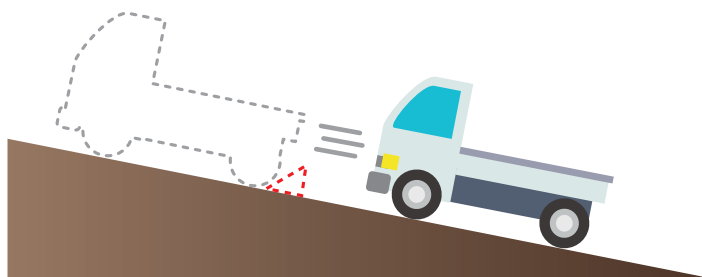


レンタル機械等の盗難にあった

# 補償されないケース

- ① レンタル機械動産総合補償制度、車輛補償制度に加入いただいていない場合。
- ② ペンキ、コンクリート、アスファルト等の機械への付着。
- ③ キャタピラー、クローラ、タイヤ、排土板、バケット等作業時において常時地面に接している部品。
- ④ 機械の付属品、消耗品(バケット爪、ロット、ビット、キャップタイヤ、ホース類、ブレード、ノミ等)及び溶接面、工具箱等。
- ⑤ タイヤパンク、バッテリー上がり。
- ⑥ 台風や洪水などの自然災害が予想された場合に回避義務を怠った場合。
- ⑦ 指定燃料以外の燃料油を使用したことが原因となる場合。
- ⑧ 室内装備の汚損、損失(禁煙車で喫煙、シートを焦がした、汚した等)
- ⑨ 機械で定められた傾斜角度以上での使用による損害。
- ⑩ 凍結、さび、かび、変質、虫食いによる損害。
- ⑪ MT車輛のクラッチ板の焼け。
- ⑫ 過積載等の違反行為が原因となる場合。
- ⑬ 排ガス浄化装置(DPF)の目づまり。
- ⑭ 共通免責事項も含まれます。

## 補償されない例



サイドブレーキ、歯止めをかけ忘れ、車輛が勝手に動いてしまい、車輛が破損した



災害が予想できるにもかかわらず商品が水没させた

### ご注意

- ① この制度では現場や機械を特定して加入することはできません。
- ② 貴社で請負賠償保険等にご加入済みで事故が生じた場合はそちらを優先適用させていただきます。

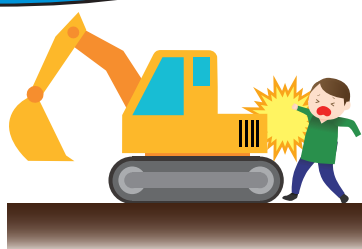
## 2. リース賠償責任保険、対人・対物保険制度

レンタル期間中に第三者の身体、財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任が発生した場合に補償致します。

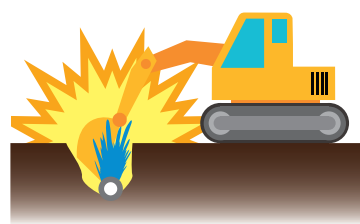
リース賠償責任保険	登録ナンバー無	対象機種	原商がお貸しするレンタル機械(仮設資材、保安用品等一部商品を除く)		
		補償料	無料		
		補償金額	対人補償 1名につき5000万円 (1事故の限度額2億円)	対物補償 (1事故1000万円)	
		免責金額	5万円		

対人・対物保険	登録ナンバー付きの車輛、自走式建設機械	対象機種	トラック、ダンプカー、高所作業車、散水車等のナンバー付き車輛、タイヤローラ、ナンバープレート付き高所作業台(ホイールローダは除く)		
		補償料	無料		
		補償金額	対人補償 1名につき無制限	対物補償 1事故につき無制限	
		免責金額	0円		

### 補償される例



機械の操作中に誤って、周囲の人と接触しケガをさせた



掘削中に誤って、ガス管を破損し爆発させた

## 補償されないケース

- ①法令違反や管理不備等によって生じた損害。
- ②お客様のオペレーションミスによる場合。(対人賠償事故は所轄労働基準監督署、警察署への届出が必要。また、対物賠償事故は所轄警察署への届出が必要。)
- ③補償金額を超える部分の損害。
- ④ナンバープレートが付いていない機械の道路走行中の交通事故は適用されません。
- ⑤詐欺による損害。
- ⑥運転者及びその家族及び会社の同僚に対する損害。
- ⑦運転者及びお客様の所有、使用、管理下にある財物、請負っている工事対象物(建築中のものを含む)そのものの損害。
- ⑧支給された資材、機材。
- ⑨共通免責事項も含まれます。

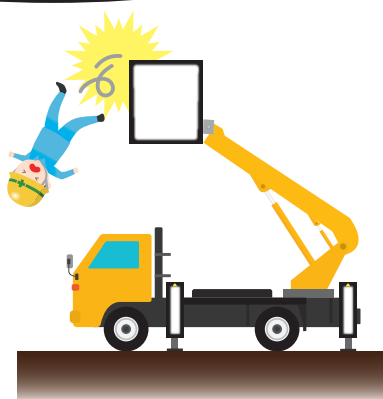
# 3. 搭乗者傷害保険制度

レンタル期間中に補償対象機械及び車輛に搭乗中の方が、死傷された場合に保険金をお支払い致します。

登録ナンバー付き	対象機種	トラック、ダンプカー、高所作業車、散水車等のナンバー付き車輛、タイヤローラ、ナンバープレート付き高所作業台(ホイールローダは除く)
	補償料	無料
	補償金額	<div style="background-color: black; color: white; padding: 5px;">                     運転中事故により搭乗者が死傷等した場合                 </div> 1名につき500万円(死亡、後遺障害) 1名につき入院日額5000円(日数制限あり) 1名につき通院日額2500円(日数制限あり)
	免責金額	0円

登録ナンバー無	対象機種	ブーム式、垂直式高所作業車(ナンバー付き高所作業車を除く)
	補償料	無料
	補償金額	<div style="background-color: black; color: white; padding: 5px;">                     保険対象高所作業台のレンタル期間中、作業台から転落して死傷等が生じた場合                 </div> 1名につき1000万円(死亡、後遺症) 1名につき入院日額4500円(日数制限あり) 1名につき通院日額3000円(日数制限あり)
	免責金額	0円

## 補償される例



誤って高所作業車の作業台から転落し、ケガをした



レンタカーを運転中に事故を起こし、ケガをした

## 補償されないケース

- ① 正規の乗車装置以外に乗車中の事故による傷害または後遺傷害。
- ② 医学的他覚所見のない傷害または後遺傷害。
- ③ 明らかな過失によるもの。
- ④ 共通免責事項も含まれます。

# 万一事故が起きたときは

## 1. まず負傷者の救護を

- ケガをされている方がいる場合は、医師・救急車が到着するまで、可能な応急処置を行うことが最優先です。

## 2. 路上等の危険防止を

- 交通事故が発生した場合は、続発を防ぐために車両を安全な場所に移動させてください。また物損事故の場合も同様に損害が拡大しないように応急処置を行ってください。

## 3. 警察へ事故の届出を

- 自動車事故の場合は必ず警察に届けてください。人身事故の場合は人身扱いの届出が必要です。道路上の交通事故は道路交通法第72条により警察への届出が義務付けられています。
- 車両や機械等の盗難事故の場合は、必ず警察へ盗難事故として届出をしてください。
- その他官公庁へ届出が必要な場合は所定の届出をしてください。

## 4. ただちに弊社営業所までご連絡を

- 事故の内容にかかわらず、速やかにご連絡ください。  
事故報告書(所定の用紙)の提出が必要です。
  - ・事故発生日時、場所、発生状況、該当機械(登録番号、管理番号など)
  - ・運転者氏名、年齢、連絡先、免許内容、ケガの有無・状況など。
  - ・相手の氏名、年齢、連絡先、勤務先、免許内容、ケガの有無・状況など。
  - ・届出をした警察署。
  - ・写真撮影・提出。  
状況がわかり易い写真を撮影し、合わせて提出ください。
- 被害者へのお見舞いをしてください。

### ご注意

当事者間での示談交渉は、絶対になさらないようお願い致します。  
万一、当事者間で示談交渉された場合は、補償の対象にならない場合もあります。  
対象となった場合も全てを対象にできるとは限りません。